

令和8年7月1日施行

柔整・あはき

療養費改定のポイント

保発0601第4号（柔整）／保発0605第8号（あはき）

令和8年6月 株式会社メディックス

【会員様限定配布】

本資料は、株式会社メディックスが会員の皆様向けに令和8年度療養費改定の要点をまとめ、日々の保険請求業務にお役立ていただくことを目的として作成いたしました。会員様のご施術所内での活用に関りご使用いただき、二次利用・会員外への転送・配布はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
施術所の皆様におかれましては本内容をご確認の上、
令和8年7月1日施行の改定内容をご周知・ご対応くださいますようお願い申し上げます。

柔道整復

- ▶ 改定率 +0.6%
- ▶ 多部位通減 2部位目新設
- ▶ 初検料3ヶ月算定不可
- ▶ 再検料2回に拡大

はり・きゅう

- ▶ 料金引上げ +2～3%
- ▶ 訪問施術料4・5新設
- ▶ 明細書発行加算（新設）
- ▶ 月16回以降50%減額

あん摩・マッサージ

- ▶ 施術料引上げ +4～5%
- ▶ 訪問施術料4・5新設
- ▶ 明細書発行加算（新設）
- ▶ 月16回以降50%減額

なぜこのような改定が行われたか

1

物価・人件費の上昇への対応

光熱費・消耗品費・人件費の継続的な上昇により施術所経営環境が悪化。

改定率は柔整・あはきとも+0.6%

（あはきは個別料金で+2～5%程度の引き上げ）。

2

不正請求・適正化への対応

架空請求・過剰請求・患者紹介目的の金品授受が社会問題化しています。

今回から自己施術・自家施術や紹介料等の授受を支給対象外とすること、オンライン同意書を認めないことなどが明文化されました。

3

患者への情報透明化

「請求内容が分からない」という患者の声を受け、あはきにも明細書発行加算が新設されました。

柔整は月1回→施術ごとに算定拡大。

明細書の無償交付が義務化されました。

4

在宅医療普及に伴う制度整備

高齢化・在宅医療の普及により同一施設への訪問施術患者が急増しています。

あはきの訪問施術料は「10人以上一律」から10～19人・20人以上の新区分（訪問4・5）が設置されました。

初検料

1,560円

3ヶ月ルール △

再検料（最大2回）

420円

後療1・2回目

施療料（打撲・捻挫）

770円

760→770円

後療料

550円

505→550円 ★

後療・電法・電療料（打撲・捻挫） 部位別逓減

整復料・固定料・施療料は逓減対象外

項目	1部位	2部位（×0.8）★新	3部位（×0.6）	4部位以降
後療料	550円	440円 ★	330円	0円
温電法（6日目～）	80円	64円 ★新	48円	0円
電療料（6日目～）	46円	37円 ★新	28円	0円
冷電法（初日～）	80円	64円	48円	0円
★ 2部位目の80%逓減は今回から新設（改定前は3部位目のみ60%逓減だった）				

逓減・算定ルール

- △ 初検料3ヶ月ルール：前回の治癒・中止日から3ヶ月以内は算定不可（別部位・別負傷も同様）
- ★ 長期逓減起算：初検日が月の16日以降でも「初検日を含む月から」起算（例外廃止）
- 長期逓減①：初検月から5ヶ月超→後療料等75% ②：連続5ヶ月以上かつ月10回超→翌月以降50%
- ★ 償還払い（R9.1～）：12ヶ月中8ヶ月以上・9部位以上の患者は注意喚起通知の対象

窓口負担金※初検日・捻挫・冷電法加算あり

負担	1部位	2部位	3部位
1割	250円	330円	420円
2割	490円	640円	790円
3割	730円	960円	1,190円

明細書発行加算（+10円/回）は別途

主要料金一覧（R8.7～）

項目	料金
初検料	1,560円
再検料 ★最大2回	420円
施療料（打撲・捻挫）	770円
後療料 1部位	550円
電療料 1部位	46円
明細書発行加算 ★	10円/回
往療料	2,300円

保発0601第4号

柔道整復算定ルール変更

01

再検料 算定回数が最大2回に拡大

合計最大 840円

改定前：後療初回のみ算定可（410円×1回）



改定後：後療1・2回目に算定可（420円×最大2回）
後療開始から初回・2回目の来院それぞれで算定可。
治癒・中止後1ヶ月以降の施術も連続2回まで算定可。

02

長期逡減 起算日 16日以降の例外規定が廃止

起算月の確認を徹底

改定前：初検が月の16日以降の場合のみ翌月から起算



改定後：何日が初検日でも「初検日を含む月から」起算。
5ヶ月超→後療料等75%。
連続5ヶ月以上かつ月10回超→翌月以降50%に減額。

03

償還払い変更（R9.1～） 新要件が追加

R9.1～ 施術所への周知が必要

改定前：（令和9年1月より適用）



改定後：前月までの連続12ヶ月間に通算8ヶ月以上かつ
9部位以上の施術を受けた患者は保険者から
「償還払い注意喚起通知」の対象に。

【明細書発行加算】「体制加算」→「発行加算」に名称変更。月1回→来院ごと10円に拡大。月まとめ発行を希望する患者は月1回。負傷名・施術部位の記載が必要。

初検料 (1術)

2,000円

初検料 (2術併用)

2,320円

施術料 (1術) /回

1,650円

16回目以降 825円

施術料 (2術) /回

1,820円

16回目以降 910円

訪問施術料 はり・きゅう (円/回)

区分 (患者数)	1術 (通常)	16回~	2術 (通常)	16回~	改定
訪問1 (1人)	3,950円	1,975円	4,120円	2,060円	↑
訪問2 (2人)	2,800円	1,400円	2,970円	1,485円	↑
訪問3 (3~9人)	2,110円	1,055円	2,280円	1,140円	↑
★訪問4 (10~19人)	1,800円	900円	1,970円	985円	★新
★訪問5 (20人以上)	1,720円	860円	1,890円	945円	★新

⚠ 集中度90%以上 (訪問4・5算定施術所) : 該当施設の一連施術料金すべてが80%に減額

ルール・逡減

- 医師の同意書が必要 (対面診察のみ。オンライン診療による同意書は無効)
- ★ 月16回以降 : 施術料・訪問施術料・電療料が所定料金の50%に減額 (今回新設)
- 速やかな請求 (逡延は認められない) : 施術月の翌月以降、速やかに請求すること

料金一覧 (R8.7~)

項目	料金
初検料 (1術)	2,000円
初検料 (2術)	2,320円
施術料 (1術) /回	1,650円
施術料 (2術) /回	1,820円
電療料/回	100円
明細書発行加算 ★新	10円/回

窓口負担金 (施術料のみ)

負担	初検 (1術)	施術料 (1術)
1割	200円	165円
2割	400円	330円
3割	600円	495円

① 訪問4・5の決め方（区分の判定）

同一建物・同一日に施術した人数で区分が決まります（人数が多いほど単価は下がる）。

区分	対象人数（同一建物・同一日）
訪問1	1人
訪問2	2人
訪問3	3～9人
★ 訪問4（新設）	10～19人
★ 訪問5（新設）	20人以上

② 通所と訪問が混在するとき

通所料金と訪問料金を混在して算定する場合、訪問施術料の区分は **通所分の人数も合計した人数**で決定します。

例外：通所施術料と訪問1をそれぞれ1人ずつ算定する場合のみ別扱い（それ以外は当てはまりません）。

根拠：保医発0605第3号 留意事項 第6章8

③ 特別地域加算（片道16km超）

特別地域の患家での施術に **250円/回を加算**（保発0605第8号 注2）。

片道16km超は「往療を必要とする絶対的な理由がある場合」のみ算定可。

④の集中度90%減額では「逡減対象」に含まれます。

④ 集中度90%ルール（→ 全料金 80%算定）

集中度 = 同一施設の訪問算定回数 ÷ 当月の全訪問算定回数 （保発0605第8号 注2）

対象：訪問4・5を算定する施術所。集中度が **90%以上** → その施設の一連の施術に係る **全料金を80%** で算定。

※ 算定回数＝延べ訪問患者数。出張専門で訪問施術料を算定せず施術料を算定した回数も計算に含めます。

80%減額の対象	対象外（減額しない）
訪問4・5／電療料／出張専門の施術料／特別地域加算	往療料／明細書発行加算／施術報告書交付料

⑤ 月16回以降の逡減（50%）

暦月内で **16回目の施術から**、施術料・訪問施術料・電療料（電気針／電気温灸器／電気光線器具）を所定料金の **50%** で算定します。

起算：通所・訪問を合算した当月の延べ回数で数えます。

対象外：往療料・明細書発行加算・施術報告書交付料は逡減しません。

例：施術料(1術) 1,650円 → 16回目以降 825円

根拠：保発0605第8号 注1

⚠ 集中度90%→80%は保発0605第8号 注2に明文化。

80%対象の「一連の施術に係る全ての料金」のうち、往療料・明細書発行加算・施術報告書交付料を含むかのみ本文に個別列举がなく、当社は施術に係る費目に限る解釈です。該当時は保険者へ確認をしますのでお問合せ下さい。

1局所/回

470円

16回目以降 235円

3局所/回

1,410円

16回目以降 705円

往療料/回

2,300円

変更なし

明細書発行加算 ★新設

10円/回

今回新設

通所施術料（16回目以降 50%減額）

局所数	通常料金	16回目以降	備考
1局所/回	470円	235円	
2局所/回	940円	470円	
3局所/回	1,410円	705円	
4局所/回	1,880円	940円	
5局所/回	2,350円	1,175円	

加算・変形徒手矯正術

項目	通常料金	16回目以降	備考
温電法（加算）/回	180円	90円	
温電法+電気光線/回	300円	150円	
変形徒手矯正術/肢	470円	235円	
明細書発行加算 ★新設	10円/回	—	★今回新設

ルール・逡減

★ 月16回以降：施術料・訪問施術料・温電法・変形徒手矯正術が50%に減額（今回新設）

医師の同意書が必要（対面診察のみ有効） / 1日1回限りの支給が明文化

訪問施術料 マッサージ（円/回）

区分（患者数）	1局所	2局所	3局所	4局所	5局所
訪問1（1人）	2,770	3,240	3,710	4,180	4,650
訪問2（2人）	1,620	2,090	2,560	3,030	3,500
訪問3（3～9人）	930	1,400	1,870	2,340	2,810
★訪問4（10～19人）	620	1,090	1,560	2,030	2,500
★訪問5（20人以上）	540	1,010	1,480	1,950	2,420

△ 集中率90%以上（訪問4・5算定施術所）：該当施設の一連施術料金すべてが80%に減額

窓口負担金の目安（通所施術料のみ）

負担	1局所	2局所	3局所	4局所	5局所
1割	47円	94円	141円	188円	235円
2割	94円	188円	282円	376円	470円
3割	141円	282円	423円	564円	705円

変形徒手矯正術（温電法と併施不可）

施術数	通常料金	16回目以降	施術数	通常料金
1肢	470円	235円	3肢	1,410円
2肢	940円	470円	4肢	1,880円

① 訪問4・5の決め方（区分の判定）

同一建物・同一日に施術した人数で区分が決まります（人数が多いほど単価は下がる）。

区分	対象人数（同一建物・同一日）
訪問1	1人
訪問2	2人
訪問3	3～9人
★ 訪問4（新設）	10～19人
★ 訪問5（新設）	20人以上

※ マッサージは1日1回限りの支給（疾病の種類・数・局所数を問わず／明文化）

② 通所と訪問が混在するとき（出張専門）

通所料金と訪問料金を混在して算定する場合、訪問施術料の区分は **通所分の人数も合計した人数**で決定します。

例外：通所施術料と訪問1をそれぞれ1人ずつ算定する場合のみ別扱い（それ以外は当てはまりません）。

根拠：保医発0605第3号 留意事項 第5章10

③ 特別地域加算（片道16km超）

特別地域の患家での施術に **250円/回を加算**（保発0605第8号 注2）。

片道16km超は「往療を必要とする絶対的な理由がある場合」のみ算定可。

④の集中度90%減額では「逡減対象」に含まれます。

④ 集中度90%ルール（→ 全料金 80%算定）

集中度 = 同一施設の訪問算定回数 ÷ 当月の全訪問算定回数 （保発0605第8号 注2）

対象：訪問4・5を算定する施術所。集中度が **90%以上** → その施設の一連の施術に係る **全料金を80%** で算定。

※ 算定回数＝延べ訪問患者数。出張専門で訪問施術料を算定せず施術料を算定した回数も計算に含めます。

80%減額の対象	対象外（減額しない）
訪問4・5／温電法（電気光線含む）／変形徒手矯正術 ／出張専門の施術料／特別地域加算	往療料／明細書発行加算／施術報告書交付料

⑤ 月16回以降の逡減（50%）

暦月内で **16回目の施術から**、施術料・訪問施術料・温電法（電気光線器具使用を含む）・変形徒手矯正術 を所定料金の **50%** で算定します。

起算：通所・訪問を合算した当月の延べ回数で数えます。

対象外：往療料・明細書発行加算・施術報告書交付料は逡減しません。

例：温電法 180円 → 90円／変形徒手矯正術 470円 → 235円

根拠：保発0605第8号 注1

⚠ 集中度90%→80%は保発0605第8号 注2に明文化。

80%対象の「一連の施術に係る全ての料金」のうち、往療料・明細書発行加算・施術報告書交付料を含むかのみ本文に個別列挙がなく、当社は施術に係る費目に限る解釈です。該当時は保険者へ確認をしますのでお問合せ下さい。

保発0601第4号・保発0605第8号 今回明確化された主な留意事項（療養費の支給対象外となる取扱い等）

今回明確化された主な留意事項（支給対象外となる取扱い）

柔道整復

✕ 自己・自家施術（支給対象外）

柔道整復師が自身・家族・関連施術所の開設者や従業員へ施術することは支給対象外として明文化。
請求は返戻・不支給。

三 申請書の変更点

- ◆ 退職者医療（退・5番）削除
- ◆ 3部位以上は全負傷名の原因記載が必要
- ◆ 継続月数起算が「初検日を含む月から」統一

⌚ 速やかな請求（遅延は認められない）

正当な理由なく療養費の請求を遅らせることは認められない。
施術月の翌月以降、速やかに請求すること。

はり・きゅう

✕ 自己・自家施術（支給対象外）

はり師・きゅう師が自身・家族・関連施術所の開設者や従業員へ施術することは支給対象外として明文化。
請求は返戻・不支給。

¥ 紹介料等・特別関係施設（支給対象外）

- ①施設・代行業者への金品による患者紹介
- ②医師への金品による同意書取得
- ③特別関係施設入居者への施術 すべて支給対象外。

📝 同意書の取扱い

医師の同意書はオンライン診療によるものは認められません（対面診察が必須）。
同意書の訂正は保険医が二重線＋署名（訂正印も可）で行うこと。

⌚ 速やかな請求（遅延は認められない）

正当な理由なく療養費の請求を遅らせることは認められない。
施術録・申請書・明細書の保存義務についても確認を促してください。

あん摩・マッサージ

✕ 自己・自家施術（支給対象外）

マッサージ師が自身・家族・関連施術所の開設者や従業員へ施術することは支給対象外として明文化。
請求は返戻・不支給。

¥ 紹介料等・特別関係施設（支給対象外）

- ①施設・代行業者への金品による患者紹介
- ②医師への金品による同意書取得
- ③特別関係施設入居者への施術 すべて支給対象外。

📝 同意書の取扱い

医師の同意書はオンライン診療によるものは認められません（対面診察が必須）。
同意書の訂正は保険医が二重線＋署名（訂正印も可）で行うこと。

⌚ 速やかな請求（遅延は認められない）

正当な理由なく療養費の請求を遅らせることは認められない。
施術録・申請書・明細書の保存義務についても確認を促してください。

会員様限定配布 | Medix

【保存版】料金早見表

窓口・レセコン横でご活用してください

日常の参照用です — 柔道整復／はり・きゅう／あん摩・マッサージ

正確な料金はレセコンでご確認ください。※各種加算・減減等により変動します。

※ 下記は健康保険施術料金の一例です。各種加算・長期通減等により料金が変わります。料金はレセコンでご確認ください。

初検料

1,560 円

3ヶ月ルールに注意 ⚠

再検料

420 円

後療1・2回目（最大2回）★

施療料

770 円

打撲・捻挫

後療料

550 円

後療・電法・電療料（打撲・捻挫） 部位別通減 ※整復料・固定料・施療料は通減対象外

項目	1部位	2部位（×0.8）★新	3部位（×0.6）	4部位以降
後療料	550円	440円	330円	0円
温電法（6日目～）	80円	64円 ★新設	48円	0円
電療料（6日目～）	46円	37円 ★新設	28円	0円
冷電法（初日～）	80円	64円	48円	0円

通減・算定ルール

- ⚠ 初検料3ヶ月ルール：前回の治癒・中止日から3ヶ月以内は算定不可（別部位・別負傷も同様）
- ★ 長期通減起算：初検日が月の16日以降でも「初検日を含む月から」起算（例外廃止）
- 📅 長期通減①：初検月から5ヶ月超 → 後療料等が75%に減額
- 📅 長期通減②：連続5ヶ月以上かつ月10回超 → 翌月以降50%に減額
- ★ 償還払い（R9.1～）：12ケ月中8ヶ月以上・9部位以上の患者は注意喚起通知の対象

■ 色分けの意味

- ★ 新設・今回から変更
- ⚠ 注意が必要なルール
- 1割負担の目安
- 2割負担の目安
- 3割負担の目安

その他の加算・制限

- ・往療料：2,300円（変更なし）
- ・初検時相談支援料：100円
- ・明細書発行加算：10円/回（月まとはめは1回）
- ・自己施術・自家施術：支給対象外（今回明文化）
- ・オンライン同意書：不可

申請書の変更点

- ★ 保険種別「退職者医療（退・5番）」が削除
- ★ 3部位以上（3部位目60%通減）の場合は全負傷名の原因記載が必要
- ★ 継続月数の起算が「初検日を含む月から」に統一
- 申請書様式が一部変更（当分の間は旧様式を取り繕って使用可）

窓口負担金の目安（初検日・捻挫・冷電法加算あり）発行加算（+10円/回）は別途加算

負担割合	1部位	2部位	3部位	4部位
1割負担	250円	330円	420円	490円
2割負担	490円	640円	790円	950円
3割負担	730円	960円	1,190円	1,420円

令和8年7月～ 基本料金一覧

項目	料金	備考
初検料	1,560円	⚠ 3ヶ月ルールに注意
再検料 ★最大2回算定可	420円	後療1・2回目
施療料（打撲・捻挫）	770円	
後療料（打撲・捻挫）1部位	550円	2部位目440円 / 3部位目330円
電療料（6日目～）1部位	46円	2部位目37円 / 3部位目28円
温電法（6日目～）1部位	80円	2部位目64円 / 3部位目48円
冷電法（初日～）	80円	2部位目64円 / 3部位目48円
明細書発行加算 ★来院ごと算定	10円/回	月まとめ発行は1回のみ

※ 下記は健康保険施術料金の一例です。各種加算・減額規定により料金が変わります。料金はレセコンでご確認ください。

初検料（1術）
2,000 円

初検料（2術併用）
2,320 円

施術料（1術）/回
1,650 円
→ 16回目以降825円

施術料（2術）/回
1,820 円
16回目以降910円

訪問施術料 はり・きゅう（円/回）

区分（患者数）	1術（通常）	通減後 （月16回～）	2術（通常）	通減後 （月16回～）	改定
訪問1（1人）	3,950円	1,975円	4,120円	2,060円	↑
訪問2（2人）	2,800円	1,400円	2,970円	1,485円	↑
訪問3（3～9人）	2,110円	1,055円	2,280円	1,140円	↑
訪問4（10～19人）★新	1,800円	900円	1,970円	985円	★新設
訪問5（20人以上）★新	1,720円	860円	1,890円	945円	★新設

△ 集中率90%以上（訪問4・5算定施術所）：該当施設のすべての一連施術料金が80%に減額

令和8年7月～ 料金一覧

項目	料金	備考
初検料（1術）	2,000円	
初検料（2術併用）	2,320円	
施術料（1術）/回	1,650円	月16回目以降 → 825円
施術料（2術）/回	1,820円	月16回目以降 → 910円
明細書発行加算 ★新設	10円/回	月まとめ発行は1回のみ

■ 色分けの意味

- 1割負担の目安
- ★ 新設・今回から変更
- 2割負担の目安
- △ 注意が必要なルール
- 3割負担の目安

電療料・その他料金

項目	通常料金	16回目以降	備考
電療料（加算）/回	100円	50円	50%
往療料/回	2,300円	—（変更なし）	
施術報告書交付料	480円	—	
明細書発行加算 ★新設	10円/回	（月まとめ1回）	★新
特別地域加算	250円	—	※条件

窓口負担金の目安（通所・1術・施術料のみ）

負担割合	初検1術	初検2術	施術料1術	施術料2術
1割負担	200円	232円	165円	182円
2割負担	400円	464円	330円	364円
3割負担	600円	696円	495円	546円

留意事項・注意ルール

△ 自己施術・自家施術：今回から支給対象外として明文化

△ 紹介料等の授受：施設・代行業者・医師への金品提供は支給対象外（明文化）

△ オンライン同意書：医師のオンライン診療による同意書は無効（対面診察必須）

★ 月16回以降：施術料・訪問施術料・電療料が所定料金の50%に減額（今回新設）

速やかな請求（遅延は認められない）：施術月の翌月以降、速やかに請求すること

※ 下記は健康保険施術料金の一例です。各種加算・減額規定により料金が変わります。料金はレセコンでご確認ください。

通所施術料（局所数で変わります）		訪問施術料1（局所数で変わります）	
1局所/回	470円	1局所/回	2,770円
3局所/回	1,410円	3局所/回	3,710円
5局所/回	2,350円	5局所/回	4,650円

通所施術料（R8.7～ ・ 16回目以降50%減額）

局所数	通常料金	16回目以降（50%）	備考
1局所/回	470円	235円	↑ ※温電法と変形徒手矯正術は併施不可 ↓
2局所/回	940円	470円	
3局所/回	1,410円	705円	
4局所/回	1,880円	940円	
5局所/回	2,350円	1,175円	

温電法（通所・訪問施術に併施） ※16回目以降は50%減額

施術数	区分	通常料金	16回目以降	備考
1回	温電法	180円	90円	↑ ※温電法と変形徒手矯正術は併施不可 ↓
	温電法＋電気光線	300円	150円	
2回	温電法	360円	180円	
	温電法＋電気光線	600円	300円	
3回	温電法	540円	270円	
	温電法＋電気光線	900円	450円	
4回	温電法	720円	360円	
	温電法＋電気光線	1,200円	600円	
5回	温電法	900円	450円	
	温電法＋電気光線	1,500円	750円	

変形徒手矯正術（温電法と併施不可）

施術数	通常料金	16回目以降（50%）	施術数	通常料金
1肢	470円	235円	3肢	1,410円
2肢	940円	470円	4肢	1,880円

往療料/回
2,300
円 変更なし

明細書発行加算 ★新設
10
円/回

訪問施術料（円/回） 料金 / [16回目以降]

★訪問4・5が今回新設					
区分（人数）	1局所	2局所	3局所	4局所	5局所
訪問1（1人）	2,770円 [1,385円]	3,240円 [1,620円]	3,710円 [1,855円]	4,180円 [2,090円]	4,650円 [2,325円]
訪問2（2人）	1,620円 [810円]	2,090円 [1,045円]	2,560円 [1,280円]	3,030円 [1,515円]	3,500円 [1,750円]
訪問3（3～9人）	930円 [465円]	1,400円 [700円]	1,870円 [935円]	2,340円 [1,170円]	2,810円 [1,405円]
★訪問4（10～19人）	620円 [310円]	1,090円 [545円]	1,560円 [780円]	2,030円 [1,015円]	2,500円 [1,250円]
★訪問5（20人以上）	540円 [270円]	1,010円 [505円]	1,480円 [740円]	1,950円 [975円]	2,420円 [1,210円]

△ 集中率90%以上（訪問4・5算定施術所）：該当施設の一連施術料金すべてが80%に減額

通減ルール（月16回以降 → すべて50%）

対象項目	通減条件	算定額
施術料（通所）	月16回以降	50% ★今回新設
訪問施術料1～5	月16回以降	50% ★今回新設
温電法（電気光線器具使用含む）	月16回以降施術に併施	50% ★今回新設
変形徒手矯正術	月16回以降施術で実施	50% ★今回新設

マッサージ（通所） 局所数別 窓口負担の目安

局所数	通常料金	1割負担	2割負担	3割負担
1局所/回	470円	47円	94円	141円
2局所/回	940円	94円	188円	282円
3局所/回	1,410円	141円	282円	423円
4局所/回	1,880円	188円	376円	564円
5局所/回	2,350円	235円	470円	705円

主な加算 窓口負担の目安

加算項目	通常料金	1割	2割	3割
温電法	180円	18円	36円	54円
温電法 + 電気光線器具	300円	30円	60円	90円
変形徒手矯正術（1肢）	470円	47円	94円	141円

窓口でのお支払い目安

負担額 = 料金 × 負担割合
（1割／2割／3割）。

※ 端数処理は保険者の規定により異なります。

※ 訪問施術料・特別地域加算（250円）・
往療料（2,300円）等の窓口負担は別途。

※ 月16回以降は所定料金の50%で算定
（窓口負担もそれに準じます）。

料金はレセコンで必ずご確認ください。